

# 琉球大学学術リポジトリ

## 農村地域における改良普及員の活動からみた住生活領域の生活課題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 國吉, 真哉, 喜久山, さつき, Kuniyoshi, Sanechika, Kikuyama, Satsuki, 国吉, 真哉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1176">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1176</a>

# 農村地域における改良普及員の活動からみた住生活領域の生活課題

國吉真哉\* 喜久山さつき\*\*

The problems of dwelling life from the viewpoint of activities of the improvement spread member in the rural area

Sanechika KUNIYOSHI\* Satsuki KIKUYAMA\*\*

## 1. はじめに

### 1-1 研究目的

地域社会において、生活改善普及事業を通して農業に従事する生活者の生活課題や地域の生活課題の改善に取り組んでいる改良普及員とりわけ生活関係改良普及員がいる。改良普及員<sup>1)</sup>は、「農業者の立場に立ち、農家と共に考える」という理念のもと、食料の増産、農家生活の改善、経営の安定、農業者の育成などの普及活動を展開し、農業の発展、農家生活の向上に大きく貢献してきた。沖縄県における生活改善普及事業は、琉球農林省の設置された翌年の昭和26年に開始され、農業改良普及事業<sup>2)</sup>の一翼を担ってきた。

近年農村地域では、食料自給率の低下、農業者の高齢化、農村の活力の低下などが課題となっている。その解決策の一つとして、「食料・農業・農村基本法」が平成11年に制定され、今後は農業改良普及事業も同法に基づき実施されていくことになる。そのなかに、「農村の振興に関する施策」があり、農村の総合的な振興、都市と農村の交流等の内容が盛り込まれている。これに対応する事業が住生活領域の事業であり、近年、地域ビジョンの確認、地域づくり、生産環境づくり、グリーンツーリズムなどが行われ、農村の振興のために、今後の必要性も高いと考えられる。

本研究では、改良普及員とりわけ生活関係改良普及員の行政的位置づけを踏まえたうえで、農業改良普及事業における住生活領域の事業の変遷、過去に行われた事業の現状及び課題を明らかにし、改良普及員の活動を通してみた住生活領域の生活課題を明らかにすることを目的とする。

### 1-2 研究方法

研究の方法として、まず農業改良普及事業が充足してから現在までの改良普及員の行政的位置づけの変遷について文献より明らかにする。次に、沖縄県における生活改善普及事業の変遷及びその中での住生活領域の事業の変遷を整理し、さらに農家生活改善資金貸付事業と住生活領域の事業の関わりを明らかにする。そして、沖縄本島中部地区における約12年間の各事業部門の動向を調査し、居住環境部門（現農村環境部門）とそれ以外の部門の事業内容を明らかにする。その居住環境部門の事業の中から、近年多く行われている事業を対象に実態調査対象事例及び対象地の選定をして実態調査を行い、過去に行われた事業の現状を把握し、問題点を考察する。それらを総合的に考察し、農村地域における住生活領域の生活課題を考察していく。

## 2. 改良普及員の行政的位置づけの変遷

### 2-1 概要

農業改良普及事業は、昭和23年7月15日に制定された農業改良助長法によって充足した。農業改良助長法は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるよう農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的としている。この法律の制定によって、全国では国と都道府県による協同農業改良普及事業が展開されて

\* 琉球大学教育学部家政教育教室

\*\* 那覇市立石嶺中学校

いった。

沖縄県は昭和47年に本土復帰するまで農業改良助長法が適用されず、本土とは異なる体制で農業改良普及事業を展開してきた。また、戦後の沖縄は本土復帰されるまでアメリカによる軍制機構の下、特殊な行政機構のなかにあった。本稿では、全琉民政機構の中の琉球農林省、琉球臨時中央政府、琉球政府及び群島政府機構を対象に、沖縄民政府設立から琉球臨時中央政府設立前までの、本県における農業改良普及事業が基本的に確立されるまでをⅠ期（昭和21年～昭和27年）、農業改良普及事業が強化され、行政機構も安定してきた琉球政府設立から本土復帰前までをⅡ期（昭和27年～昭和47年）、農業改良助長法の下で国と県による協同農業普及事業が開始され、全国の農業改良普及事業との格差が縮小された復帰後の県庁設立から現在（平成13年調査）までをⅢ期（昭和47年～現在）とし、そのなかで変化する行政の動向、改良普及員の行政的位置づけを明らかにする。

## 2-2 Ⅰ期：沖縄民政府設立～琉球政府設立前

農業改良普及事業の発端として、昭和21年、沖縄民政府設立と同時に農業技術員が設置され、戦後の食糧難に対応してきた。この時農業技術員は農務部農産課に所属し、市町村に配置され、農業試験場の復旧や農家の技術指導にあっていた。

昭和23年には全国で農業改良助長法が施行され、協同農業普及事業が始まったが、沖縄はアメリカの統治下にあったためこの法律は適用されず、沖縄民政府の下で経済部、資源部と所属する部署を変えながら、昭和25年4月1日、資源部と補給部が統合し、琉球農林省となった。琉球農林省は沖縄民政府、群島政府から独立した機関であり、全琉の食料・農業・水産資材等の行政事務を管理していた。琉球農林省発足に伴い、農業技術員は農業改良普及員と改称され、身分も市町村から琉球農林省農業改良局に移管された。しかし、同年11月に沖縄、宮古、八重山、奄美の各群島政府が設立されると、身分は琉球農林省から各群島政府へ移管されることとなり、それに伴い琉球農林省は全琉的な政策面の企画のみを担当し、農林水産の事業実施面は大幅に各群島政府に移管することとなった。また、農業試験場は農業指導所と

改称され、より専門的な立場から農家が抱える諸問題の解決にあたるため、普及員を援助する専門普及員が配置された。

翌年の昭和26年4月1日には琉球臨時中央政府が設立され、その資源局の機構図に「普及主務課は農業改良課」とあり、農業改良普及員の身分は琉球臨時中央政府に移管されたと思われるが、今回収集した文献においては身分移管について確認できなかった。同年12月には、琉球農林省農業改良局に生活改善課が設置され、生活改良普及員が市町村駐在として任命された。ここに生活改善普及事業の始まりをみることができる。また、琉球農林省の補助により、各群島に農業改良委員会、各市町村農業改良委員会が設置された。群島農業改良委員会は、農業普及事業について市町村農業改良委員会に対し助言を行い、市町村委員や学識経験者で構成された。市町村農業改良委員会は、市町村の農業改良、生活の向上に向けた改良普及員の活動の援助に加え、その活動に農家の意向を反映させる目的のもと設置され、市町村に居住している農業者、学識経験者、農業教育従事者により構成された。

琉球農林省は琉球政府設立前の昭和27年1月22日に廃止<sup>4)</sup>となり、琉球政府設立の準備態勢が整った。

## 2-3 Ⅱ期：琉球政府設立～沖縄県庁設立前

昭和27年4月1日に琉球政府が設立され、従来の琉球農林省農業改良局は資源局農業改良課として縮小された。

昭和28年4月1日に資源局は商工局と合併して経済局に改称され、旧資源局内の農業改良課と農政課を統合して農務課に組織替えし、普及事業担当として普及係、生活改善係が設置された。しかし同月に、琉球政府の職員であった普及員の身分は各市町村に補助員として移管され、それぞれ各市町村の農業改良普及員、生活改良普及員として辞令交付された。また、同年12月には奄美群島が本土復帰し、琉球政府による改良普及員の設置の対象外となった。

昭和30年には生活改良普及主事が各市町村普及地区に2～3名配置されることになった。全琉の市町村に生活改良普及員が配置された昭和32年7

月、全改良普及員は琉球政府職員に戻ることであった。そのため、昭和33年9月には市町村に身分を移管されていた農業・生活改良普及員は全員依願退職し、同年10月に再び琉球政府職員として身分が移管された。

昭和36年8月1日に、北部・中部・南部・宮古・八重山の5地区に農業改良普及所が設置され、普及所の下に10支所、11駐在設置となった。また、これまで経済局農務課の普及係に位置づけられていた普及組織が農業改良課に昇格し、普及係、営農係、広報係、生活改善係、庶務係に組織替えされた。

昭和40年8月、琉球政府行政組織の改正に伴い機構が改正され、改良普及員の所属は農林局農林部農業改良課となり、あわせて農業改良普及所の名称も、北部地区農業改良普及所から北部農業改良普及所のように全ての普及所の名称が変更された。また、8月25日に琉球立法院による農業改良促進法が制定され、10月1日施行となった。さらに、農業改良促進法の一部改定により、専門技術員及び改良普及員の任用資格が定められた。これにより、沖縄県における普及事業も法的根拠が与えられ、本土復帰に向けた体制が整備された。

## 2-4 Ⅲ期：沖縄県庁設立～現在

昭和47年5月15日、本土復帰により、農林局が農林水産部になり、普及事業を所轄する課は農業改良課から営農指導課へと改称された。また、沖縄県においても農業改良助長法が適用されることとなり、国と県による協同農業普及事業が開始された。昭和52年12月には、農業改良普及資格試験、生活改良普及資格試験が実施され、昭和61年には資格試験が4年制大学相当となった。

平成4年4月には農林水産部機構改革により営農指導課を営農推進課に改称、担い手育成係が新設され、生活改善係が農村生活係に改称された。平成3年には生活改良普及員の活動が従来の5部門制（衣生活、食生活、居住環境、労働衛生、生活経営部門）から農業労働部門、農家経営部門、農産物活用部門、農村環境部門の4部門制へと改変され、活動が展開されるようになった。

平成11年7月16日、農業基本法にかわり「食料・農業・農村基本法」<sup>51</sup>が制定された。農業基

本法が農業のみに焦点をあて、その内容が生産性と生活水準の農工間格差の是正、農業者の発展と農業従事者の地位の向上等であったのに対し、「食料・農業・農村基本法」は食料・農業・農村の諸問題に対応できるよう、食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の進行などが盛り込まれた内容となった。また、これまで農業関係と生活関係に分かれていた改良普及員の資格が平成13年に改正され、改良普及員として一本化された。これからの改良普及員は、農業関係・生活関係両方の知識が求められると共にさらに幅広い活動が期待されているといえよう。

## 3. 生活改善普及事業及び農業改良資金貸付事業の変遷

### 3-1 生活改善普及事業の変遷及び時代背景

農業改良普及事業開始から1年遅れの昭和26年から始まった生活改善普及事業は、農業改良普及事業が主に農業生産の増大、技術の普及を行うのに対し、農家生活の質の向上という役割を担ってきた。

生活改善普及事業の大きな流れとその時代背景をみていくと、昭和20年代は戦後の食糧不足のため、「かまどの改善」や「栄養改善」などの具体的な生活知識・技術の伝達が行われ、昭和30年代は経済復興のなか農作業衣の工夫や生活改善組織の育成が行われ、普及事業に関する内部組織が確立されていった。

昭和40年代の前半は好景気が持続したが、後半はオイルショックの影響で社会が転機を迎え、さらに都市化と過疎化が両極分化した。普及事業としては「農家生活水準の診断」、「家族の健康管理」、「農業労働の適正化」などが行われ、健康・生活環境問題に重点がおかれた。

昭和50年代に入ると安定成長となり、農村における高齢化が進行するなか、女性の地位向上が国際的にも取り上げられるようになり、普及事業でも「農漁村婦人の役割向上」、「農漁村高齢者の役割向上」などに視点が向けられるようになった。また、農業者の健康維持増進、農漁村生活環境の整備などの健康・生活環境問題に対する事業も引き続き行われた。

昭和60年代は、国際化、技術の高度化・多様化が進展した年代でもある。普及事業では「活力ある農村社会の形成」、「地域農業振興のための各種組織の育成」、「優れた農業後継者の育成確保」などの人材育成などが行われた。

平成以降の重点的な指導項目は、さらに進行する国際化、高齢化に対し、「国際化等に対応した経営体質の強い農業者の育成、新規農業者を含めた青年農業者の育成確保」、「活力ある農村社会の形成」、「地域産物を活用した特産品づくり」、「農漁村女性の地位向上」などである。

### 3-2 生活改善普及事業における住生活領域の事業の変遷

#### 1) 沖縄県における住生活領域の事業の変遷

住生活領域の事業の変遷を明らかにするため、昭和20年から平成6年にかけて沖縄県において実施された生活改善普及事業の中で、住生活領域に関する事業内容を農家住宅の改善、農作業環境改善、地域環境改善の視点から整理する。

##### ①農家住宅の改善

生活改善普及事業における住生活領域の事業は(表1)、普及事業の始まった昭和26年から農家住宅の改善が始まり、「改良かまどの改造」や「あかり窓・採光の工夫」が行われ始めた。「改良かまどの改造」は昭和34年頃まで続き、「流し台、調理台の改善」は昭和45年頃まで続いた。

昭和28年頃から、「流し台・調理台の改善」(～昭和45年頃)、「作業動線の短縮と設備の配置の工夫」(～昭和51年頃)、「改良便槽の導入」(～昭和48年頃)、「害虫の駆除と発生源の衛生」(～昭和49年頃)などの活動が始まった。「太陽熱温水器の設置」が昭和36年頃から行われているが、昭和41年頃には事業が行われなくなっている。また、昭和47年の本土復帰と共に農業改良資金が導入され(3-3で後述する)、その中の生活改善資金をもとに台所、浴室、個室、居間などの個人住宅の部屋の改善が多く行われるようになった。

昭和42年の生活改善施設状況調査<sup>9)</sup>によると(全琉平均)、石油コンロの普及率は86.5%で以下、あかり窓79.5%、立ち流し台65.8%、調理台62.4%、改良便槽61.6%、プロパンガス47.8%、改良かまど37.4%となっており、昭和40年代前半

には改良かまどよりも石油コンロ等の施設が増えていることがわかる。また、流し台、調理台、あかり窓、改良便槽の普及率も60%を超え、普及活動が定着してきていることが伺える。

昭和50年代にはいると、「個室の間仕切りの工夫」、「居間の改善」、生活改善資金を利用した「し尿浄化槽の導入」、「水洗トイレの導入」、また「住まいと作業場の分離」、「住まい方教室」「居住コンクール」の実施が行われるようになった。しかし昭和60年代以降は農家住宅の改善に関する事業がほとんど実施されず、わずかに「住まいと作業場の分離」のみが平成6年まで引き続き実施されているにすぎない。

##### ②農作業環境改善

農作業環境改善に関する事業は、普及事業の始まった昭和20年代から昭和40年代末にかけては実施されておらず、昭和50年代に入りようやく実施されることとなった。その事業内容としては、「作業動線の短縮」、「更衣・シャワー等の施設配置」、「圃場トイレ、健康管理室の設置」、「出荷・調整作業台の工夫」、「収穫車の工夫」、「圃場・作業場の環境美化と改善」などである。農作業場は農家にとって働く場であるため、その場で過ごす時間も長いと思われる。そのため、快適に過ごせるような環境づくりは重要であるといえる。

##### ③地域環境改善

地域環境改善に関する事業は、農作業環境改善と同様、40年代末まで実施されておらず、昭和50年代からの実施となっている。事業内容としては、「共同加工施設の整備」、「多目的集落環境の設置」、「高齢者創作館の設置」、「農村婦人の家設置」、「農村広場・遊び場の設置」、生活改善資金を利用した「共同排水処理施設設置の啓蒙」、「塵あい処理施設の設置」、「地域環境診断事業」、「環境点検地図」、「診断カルテの作成」、「地域の環境整備ビジョンづくり」への援助などがある。

#### 2) 本島内の住生活領域に関する事業動向

沖縄本島内における住生活領域に関する近年の事業動向を把握するため、平成7年から13年の期間内に南部改良普及センター、中部改良普及センター、北部改良普及センターの3普及センターにおいて実施された事業をみる。

①農家住宅の改善

前述したとおり昭和60年代以降は、全国的に「住まいと作業場の分離」に関する事業しか実施されていなかったが、本島内における平成7年以降の動向を見ても、農家住宅の改善に関する事業が全く行われていない(表2)。

②農作業環境改善

農作業環境改善の「更衣・シャワー室等の設置」、「圃場トイレの設置」、「圃場・作業場の環境美化と改善」が引き続き行われ、地域環境改善は「都市と農村の交流」、「世代間交流」などの新項目が加わった。

③地域環境改善

地域環境改善は、「共同農産加工施設」、「多目的集会所」に対する事業は行われなくなったが、「集落排水、生活排水対策」についてはほぼ毎年

行われている。「環境点検地図、診断カルテの作成」は昭和50年代には停止していたが、再び「集落ビジョンの確認」がされ始め、その中で集落点検地図も作成されるようになった。また、集落ビジョンをもとに「美しい景観づくり」、「集落環境づくり」、「農村環境づくり」の事業も始まった。むらづくり活動が盛んになるのに伴い、「むらづくりリーダー育成」も毎年行われている。「都市と農村の交流、」は平成9年頃から行われ始め、それに伴い「交流ビジョンづくり」、「グリーンツーリズムネットワークづくり」も始まった。「世代間交流」は北部の1事例にとどまっている。

3-3 農業改良資金貸付事業の変遷

1) 農業改良資金の概要

農業改良資金は、国と県が資金を拠出して、農

表1 沖縄県内における普及活動の動向(昭和20~平成6年)

		昭和20~29年	昭和30~39年	昭和40~49年	昭和50~59年	昭和60年~平成6年
農家住宅の改善	増設設計	増設、改善指導			改良資金貸付指導 (台所、浴室、個室、居間等)	
	台所・浴室	流し、調理台の改善	流し台、調理台の改善	作業動線の短縮と設備配置の工夫		
	個室・居間	燃焼用器具・整備の改善 給水設備の改善 ゴミ処理の改善 採光の工夫 個室の確保	改良かまどの改善	太陽熱温水器の設置		ゴミ焼却炉の設置
	便所の改善 屋根回り	便所の改善 環境衛生	あかり窓、採光の工夫(部屋を明るくする運動)	改良便槽の導入(3総槽式)	防仕切りの工夫 居間の改善 尿浄化槽の導入(改良資金活用)	
啓蒙活動	住まいと作業場の分離 上手な住まい方	害虫(カ、ハエ)の駆除と発生源の発生		水洗トイレの導入	住まいと作業場の分離 住まい方教室、居住コンクールの実施	
農作業環境改善	生活・生産空間の一体的改善	機能的な設備構造の工夫			作業動線の短縮 更衣、シャワー等の施設設置 圃場トイレの設置、虫害管理室の設置 出荷・調整作業台の工夫 収穫車の工夫 圃場、作業場の環境美化と改善	
地域環境改善	生活共同施設の設置計画または整備計画	共同農産加工施設 多目的集会所			共同加工施設の整備	多目的集落センターの設置 高齢者創作館の設置・農村婦人の家設置 農村広場、遊び場(手作りのむら事業等)
	地域計画の策定	農村広場・遊び場 生活給水・排水施設			共同給水処理 施設設置の啓蒙、改良資金活用	
		生活廃棄物の処理			覆あい処理施設の設置 (簡易処理)	覆あい処理施設の設置 (簡易処理)
		地域生活診断 集落整備計画の策定 地域住民による活動促進			地域環境診断事業 環境点検地図、診断カルテの作成 地域の環境整備計画ビジョンづくりへの援助	

出典：生活改善グループ連絡協議会「生活改善実行グループ連絡協議会25周年記念誌 がんばる」沖縄、1994、164頁をもとに作成

業経営や生活改善を始めようとする人を支援するために貸し出す無利子の資金であり、全国的には昭和31年の農業改良資金助成法にもとづき導入されたが、沖縄県においては昭和47年の本土復帰と同時に導入された。農業改良資金の項目として、生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、農家生活改善資金、経営規模拡大資金、青年農業者等育成確保資金があり、本節では特に農家生活改善資金を対象に、住生活領域の事業との関わりをみていく。

農家生活改善資金は、『農家生活の改善を促進するための合理的な生活の導入に必要な資

金』<sup>71</sup>であり、婦人・高齢者活動資金、生活環境改善資金、特定地域生活改善資金の3項目に分けられる。婦人・高齢者活動資金の貸付対象は、婦人または高齢者が自主的な創作活動を行うのに必要な設備費、機材費、資材費、人材育成などであり、昭和52年に新設された。生活環境改善資金の貸付対象は、共同排水施設、共同し尿浄化施設、多目的生活共同施設、共同健康管理施設、共同安全施設、共同運動施設、農家環境共同美化施設、農家生活環境改善施設等がある。

農家生活改善資金は、昭和60年度に制度が改正され上述の制度になったが、それ以前は、生活合

表2 本島内3普及センターにおける普及活動の動向

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
農家生活の改善	増設施設 台所・浴室	増設費、改善指導 流し、調理台の改善 燃焼用器具・設備の改善 給水設備の改善 ゴミ処理の改善						
	居室・居間	探光の工夫 居室の確保						
	便所の改善 壁紙塗り	便所の改善 環境衛生 住まいと作業場の分離						
農作業環境改善	啓蒙活動	上手な住まい方						
	生活・生産空間の一体的改善	機能的な設備構造の工夫 園場トイレの設置 作業室、作業台の改善	更衣・シャワー等の施設設置 園場トイレ、休憩所の設置			畦道・通路の整備	園場トイレ・休憩所の設置	
			園場、作業場の環境美化と改善				園場・作業場の環境美化と改善	
地域環境改善	生活共同施設 の設置計画または整備計画	共同農産加工施設 多目的集会所 農村広場・遊び場 生活給水・排水施設	集落排水施設の設置	排水対策	集落排水の必要性について	生活環境改善 (生活排水対策)	生活排水の処理	家庭排水の処理工夫
	地域計画の策定	生活廃棄物の処理 地域生活診断 集落整備計画の策定 地域住民による活動促進		集落ビジョンの確認	魅力ある集落環境づくり 農村環境づくり		魅力ある集落環境づくり	
	都市と農村の交流		美しい農村景観づくり	魅力ある集落環境への意識高揚 快適環境にむけた意識の高揚	むらづくりリーダー育成			
世代間交流			農村環境づくりイベントの開催		都市と農村の交流	都市と農村の交流支援	都市住民と農村の交流支援	都市と農村の交流
					交流ビジョンづくり			グリーンツーリズムネットワークづくり
					グリーンツーリズムネットワークづくり			
				世代間交流会				

理化設備資金、住居利用方式改善資金、健康管理施設資金、生活共同化施設資金に分けられた。生活合理化設備資金の貸付対象はし尿浄化装置または改良便槽であり、住居利用方式改善資金の貸付対象は居室、炊事設備、衛生施設、家事室等であった。また、生活共同化施設資金の貸付対象は共同給水施設、共同排水施設、共同し尿浄化施設、多目的生活共同施設で、この種目は平成13年の調査時点では生活環境改善施設資金に位置づけられている（生活共同化施設資金の種目と生活環境改善施設資金の種目は同じである）。

## 2) 農業改良資金と改良普及センターの関わり

農業改良資金は、改良普及センターが資金貸付窓口となっており、改良普及センターの役割として、資金貸付前には、借受け農家の事業内容に対する事業量、事業費、貸付対象資材等の検討、借入申請書の作成にあたっての指導助言を主に行っている。貸付後には、現地における事業実施状況が計画通りに行われているかを調査し、経営診断や経営改善、借受け農家の経営管理能力の向上などの指導を行っている。また、借受け農家を対象として検討会を開催し、定期的な農業経営状況の把握、資金制度の周知徹底及び情報交換を推進しており、改良普及センターと農業改良資金との関わりは深いといえる。

## 3) 農家生活改善資金と生活改善普及事業との関わり

農家生活改善資金の貸付が始まった昭和47年頃から、改良普及員による改良資金貸付指導が行われており、台所、浴室、個室、居間の改善や、し尿浄化槽の導入などが活発に行われるようになった（表3）。

昭和60年度に制度が変更されるまでは、炊事設備改善が444件、衛生施設改善が353件、居室改善が73件、し尿浄化装置又は改良便槽の利用数が7件、家事室等改善が7件、共同し尿浄化施設が4件、健康管理施設が2件、自家用合理化給排水の利用数が1件と、ほとんどが個人住宅改善に利用されていた。しかし制度が改正され、資金種目のほとんどが共同施設を対象とするようになると、利用件数は大幅に減少し、昭和60年から平成

12年の間で農家生活環境改善施設が5件、多目的生活共同施設が1件、高齢者活動資金が1件となっている。

また、制度改正で個人住宅を対象とした貸付が行われなくなったことに伴い、生活改善普及事業からも個人住宅（台所、浴室、居間等）の改善がなくなり、し尿浄化槽の導入もみられない。表1をみると、昭和60年から共同給排水施設設置の啓蒙が行われているが、実際には利用されていないことがわかる。

## 3-4 住生活領域に関する地域の生活課題

本島内における近年の住生活領域の事業内容は表2から、「圃場・作業場の環境美化と改善」、「集落ビジョンの確認」、「魅力ある集落環境づくり」、「むらづくりリーダー育成」、「都市と農村の交流」となっていることがわかる。表1と表2を比較すると、個人住宅の改善から地域環境改善へと活動が変わり、それに伴い地域環境改善、農作業環境改善の項目ができ、今後「環境づくり」が重要な項目となってくるといえる。

農村地域における住環境の要素は図1に示すように、個人の住居、近隣環境、農作業環境、地域環境に分けられる<sup>9)</sup>。住環境の最も身近な要素が住居であるため、「住まい方教室・居住コンクール」を実施（昭和50年代）したことによって農家の住意識の啓発を促したと考えられる。さらに「地域環境点検」、「地域の環境整備計画ビジョンづくり」への支援をしていくことによって、身近な住環境改善から地域環境改善へ意識を高揚させたと考えられる。また、農作業環境改善においても、作業の効率アップや健康・衛生管理の向上だけでなく、「圃場や作業場の環境美化と改善」も行われているため、農作業場も含めた農村環境全体の環境づくりを目指していると思われる。

生活環境とは、『住生活を中心に見た生活を取り巻く有形、無形のあらゆる外部的条件』<sup>9)</sup>と定義されており、住環境も含めた生活に関わるすべての環境と捉えることができる（図1）。農家生活改善資金の中に生活環境改善施設資金が設けられているが、共同健康管理施設や共同安全施設など、主に共同施設に対する資金であることがわかる（表3）。共同施設のみを対象とするのではな



く、必要に応じて生活環境全般（住居、近隣環境、農作業環境、地域環境）の改善に対応する種目を設置することも必要であると考えられる。


「むらづくりリーダーの育成」が毎年行われているのは、地域の景観づくり・環境づくりを行い、

活動を継続していくために、地域のむらづくりリーダーが必要となってくるためだと考えられる。

平成7年4月に、「農山漁村滞在型余暇活動促進法」が制定され、法的にグリーンツーリズムが促進されることとなったため、平成9年から「都

表3 農家生活改善資金の種目別貸付実績件数の推移

資金種目 年度	旧制度種目							新制度種目													
	し尿 浄化 装置 又は 改良 便槽	自家 用合 理化 給排 水	生活 合理 化設 備 計	居室 改善	炊事 設備 改善	衛生 施設 改善	家事 室等 改善	住居 利用 方式 改善 計	健康 管理 施設 計	共同 給水 施設	共同 排水 施設	共同 し尿 浄化 施設	多目 的の 生活 共同 施設	生活 共同 化設 備 計	共同 健康 管理 施設	共同 安全 施設	共同 運動 施設	農家 生活 環境 改善 施設	生活 環境 改善 施設 計	高 齢者 活動 資金 計	
S47	-	-		2	30	6	-			-	-	-	-								
S48	2	-	2	4	31	1	-	36		-	-	-	-								
S49	-	-		1	23	10	2	38		-	-	-	-								
S50	2	-	2	11	42	20	-	73		-	-	-	-								
S51	-	-		14	58	50	3	125		-	-	-	-								
S52	-	1	1	16	65	38	-	119		-	-	-	-								
S53	3	-	3	6	55	34	2	97		-	-	-	-								
S54	-	-		19	50	48	-	117		-	-	-	-								
S55	-	-		-	33	48	-	79	1	-	-	-	-								
S56	-	-		-	24	45	-	69	1	-	-	-	-								
S57	-	-		-	31	33	-	64		-	-	1	-	1							
S58	-	-		-	49	1	-	50		-	-	1	-	1							
S59	-	-		-	16	19	-	35		-	-	2	-	2							
S60										-	-	-	-								
S61										-	-	-	-								
S62										-	-	-	-								
S63										-	-	-	-								
H元										-	-	-	-				2	2			
H2										-	-	-	-				-	-			
H3										-	-	-	-				-	-	1	1	
H4										-	-	-	-				-	-	2	2	
H5										-	-	-	1	1			-	-	-	1	
H6										-	-	-	-				-	-	-	-	
H7										-	-	-	-				-	-	-	-	
H8										-	-	-	-				-	-	-	-	
H9										-	-	-	-				-	-	-	-	
H10										-	-	-	-				-	-	-	-	1
H11										-	-	-	-				-	-	-	-	
H12										-	-	-	-				-	-	-	-	
合計	7	1	8	73	507	353	7	900	2	-	-	-	1	5	-	-	-	5	6	1	

出典：沖縄県農林水産部「沖縄県の農業金融」、2001年9月より作成  
 は、その資金種目が当時実施されてないことを表す。

市と農村の交流」が盛んに行われるようになったと考えられる。また、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法に都市と農村の交流についても盛り込まれたことにより、「都市と農村の交流」に対応する活動は今後さらに増えると予測できる。また、グリーンツーリズムは女性・高齢者活用による地域活性化の新たなツールとして期待されているといえよう。

#### 4. 中部地区における普及活動の現状と課題

##### 4-1 各部門の事業件数及び事業内容の変遷

中部地区において実施された生活関係の事業を衣生活部門、食生活部門、労働衛生部門、生活経営部門、居住環境部門、後継者育成部門の6つに分類し、事業件数及び事業内容の変遷について考察を行う。調査対象とした事業は、中部改良普及センターが発行している平成元年から平成13年までの「普及のあゆみ」<sup>10)~21)</sup>に掲載されている全事業を調査対象とした。

平成元年から平成13年の期間に実施された生活関係の事業件数と農業関係の事業件数(表4)を比較すると、ほとんどの年度で農業関係の事業件数よりも生活関係の事業件数が少ないことがわかる。

各部門の事業内容をみると、衣生活部門の活動内容は主に「農作業服の改善・工夫」、食生活部門の活動内容は主に「地域の農産物を使った商品開発」、労働衛生部門の活動内容は主に「健康管理について」、生活経営部門の活動内容は主に「農業経営改善について」、居住環境部門の活動内容は主に「農村環境・農村景観づくり」である。後継者育成の内容は主に「女性農業者の自立支援、組織活動の推進(男女共同参画)」であり、生活経営部門でも、女性農業者を対象としたものがある。その他の項目の中にも男女共同参画に対する事業が5件あり、平成13年から男女共同参画部門が新設されるなど、普及事業においても男女共同参画が重要視されていることがわかる。また、農

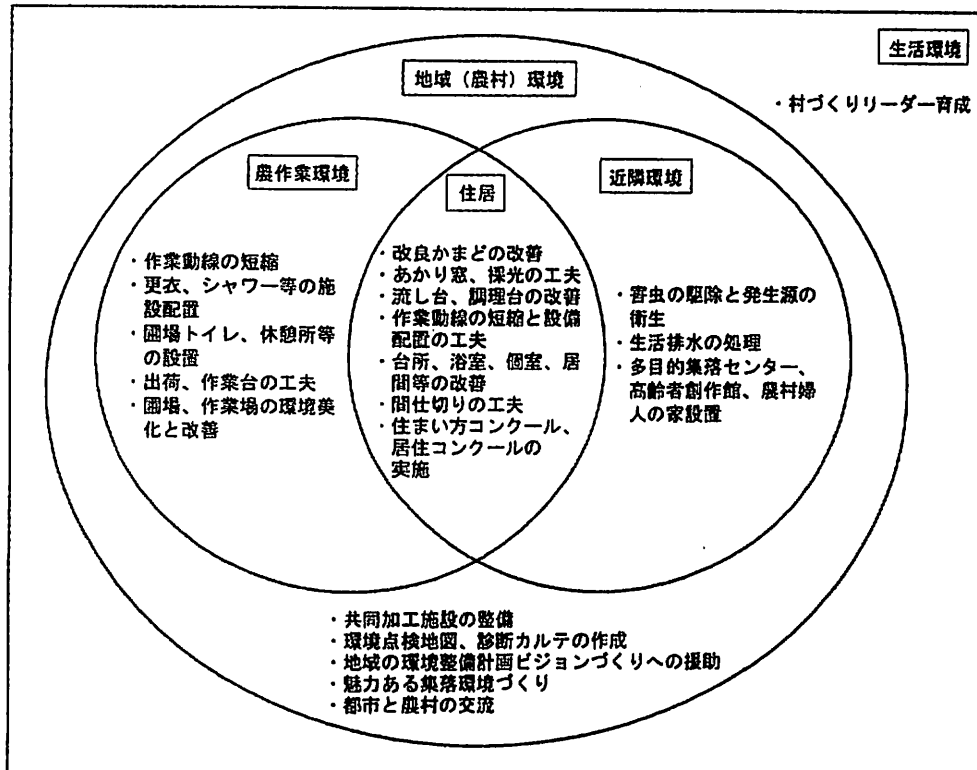


図1 沖縄県における住生活領域の普及活動の分類

業関係の事業でも、後継者育成は行われており、今後の活動の柱となると考えられる。

生活関係の普及事業の中で12年間中事業件数が最も多い部門は生活経営の18件で、次いで食生活13件、居住環境12件、後継者育成10件、衣生活5件、労働衛生4件となっている。

居住環境部門の主な活動内容は、農村環境・景観づくりである。食料・農業・農村基本法にも『農村の振興に関する施策』として、生活環境の整備と優れた景観づくり、という内容が盛り込まれており、今後の活動は増えていくものと考えられる。また、同法には「人材の育成及び確保」「女性の参画の促進」という項目もあり、生活経営部門、男女共同参画部門の活動は今後も増えてくると推測できる。

#### 4-2 実態調査対象事例の選定

近年、本島内における住生活領域の事業の柱は、「圃場・作業場の環境美化と改善」、「集落ビジョンの確認」、「魅力ある集落環境づくり」「むらづくりリーダー育成」、「都市と農村の交流」ということは3章で明らかにした。この傾向は中部地区においても同様であり、平成元年から平成12年までの中部地区における住生活領域の事業は、「魅力ある集落環境づくり」が12件中4件と最も多く、

以下「集落ビジョンの確認」が3件、「美しい農村景観づくり」が3件、「圃場・作業場の環境美化と改善」が2件と続いている。今回は「魅力ある環境づくり」、「集落ビジョンの確認」、「圃場・作業場の環境美化と改善」を対象に実態調査を行うこととした。

対象地区については、「魅力ある環境づくり」の事例として北中城村萩道・大城集落を選定し、また「集落ビジョン確認」の事例として読谷村波平集落、「圃場・作業場の環境美化と改善」の事例として読谷村渡具知野菜生産団地を対象地区に選定し調査を行なう。

#### 4-3 魅力ある集落環境づくりの事例

##### 1) 普及活動内容

北中城村萩道・大城地区では、平成8年から、住民参加による集落環境づくりが始まった。初年度は、むらづくり推進計画、むらづくりリーダーの役割、集落景観づくりの取り組み方、読谷村、群馬県におけるまちづくりを参考に、景観づくり推進委員を対象に指導を行い、一般住民の意識啓発が行なわれた。

平成9年度は、活動の協力的体制づくり、地域環境改善にむけたモデル花壇づくり、ランの植え付け講習会、花木・草花の植栽、花壇の管理方法、

表4 中部地区における事業件数の推移（平成元年～平成13年）

発行年	号	全事業 件数	生活関係の事業								農業関係の事業		
			衣生活	食生活	労働衛生	生活経営	居住環境	後継者育成	その他	後継者育成	その他部門		
平成元年6月	1	6	3	0	1	1	0	1	0	0	3	0	3
平成2年6月	2	7	2	0	1	0	0	0	0	1	4	0	4
平成4年2月	3	10	2	0	1	0	0	0	1	0	8	1	7
平成5年3月	4	23	5	1	1	0	2	0	0	1	18	5	13
平成6年3月	5	22	8	0	1	1	2	2	1	1	14	2	12
平成7年3月	6	22	8	0	0	1	3	1	3	0	14	3	11
平成8年3月	7	14	4	1	1	0	0	1	1	0	10	2	8
平成9年3月	8	29	11	0	3	1	2	2	2	1	18	2	16
平成10年3月	9	10	5	0	1	0	2	1	0	1	5	3	2
平成11年3月	10	15	7	1	0	0	3	1	1	1	8	3	5
平成12年3月	11	13	5	0	1	0	1	1	1	1	8	3	5
平成13年3月	12	25	10	2	2	0	3	2	0	1	14	3	11
合計		196	70	5	13	4	18	12	10	8	124	27	97

住民の集落環境への意識の啓発が展開された。

平成10年度は、農村環境ワークショップ、地域リーダーへの協力体制、集落内樹木の名札つけ、グリーンツーリズム体験などを行い、集落ビジョンの検討が行われた。

平成11年度は、くらしの憲章づくり、グリーンツーリズムの可能性、今後の課題などを検討し、むらづくりリーダーによる委員会が結成され、活動が定着しつつある。また、ワークショップの実施結果による集落ビジョンが決定し、「みどりと花いっぱいやすらぎの里萩道」をもとに、①歴史文化遺産の保存と継承、②花と緑の美化推進、③豊かなくらしづくり、④快適な作業環境推進、⑤心のふれあい・人づくりの5つのテーマを設け、むらづくり活動への女性参加も増えつつある。

平成12年度は、美しい農村景観づくりに必要な基礎的知識および技術の向上、地域特性を活かしたむらづくりを課題に、萩道・大城集落内の美化点検や、草花の植栽と管理、集落リーダーによる文化財マップ、屋号マップなどが作成された。また、古城周辺歴史景観整備事業も導入され、拝所、共同井戸なども整備され、いこいの場や交流の場になっている。

## 2) 調査地区の現状

### ①モデル花壇

平成9年度に作られた大城公民館内のモデル花壇は現在もあつたが、やや整備されていなかった。また、花壇には中部改良普及センターの看板が花壇につるされており、当時の活動の様子が伺える。

### ②集落内道路及び歩道

道路沿いの歩道に、村が推進しているランを中心とした草花が植栽され、他の地域には見られないような景観を形成している(写真1)。また、平成10年度の活動である集落内樹木への名札付けも行われており、名札には和名のほか、方言名や科名まで記述されている。

### ③公園及び休憩所

集落内には緑や木陰も多く、自然を活かした休憩所、公園などがあり、きれいに整備されている(写真2)。集落入り口の公園には、集落内マップがあり、文化財等がわかりやすく示されており、文化財等を利用した遊び空間がある(写真3)。

## 3) 考察

北中城村萩道・大城地区では、「ガーデニング愛好会」、「花咲爺の会」など、集落内の環境美化などを推進する団体が結成され、住民主体で環境づくりに取り組んでいることが伺える。平成13年度には、花咲爺の会を中心とした集落環境づくりが、財団法人・あしたの日本を創る協会主催「ふるさとづくりコンクール」で振興奨励賞を受賞し、その活動が全国的にも評価されている。同地区は事業年数が5年と長いと、活動が地域に定着し、地域住民が主体となって活動をしていると思われる。

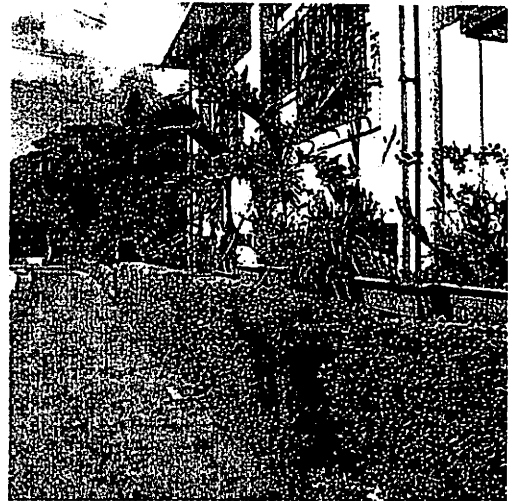


写真1 道路沿いのラン植栽



写真2 集落内道路の緑陰

る。また、むらづくりリーダーの育成がしっかりなされているということが考えられる。そのため、事業が終了してもリーダーが中心となって活動が続いていくのではないかと予測できる。

樹木への名札つけはきちんと管理されており、和名のほかに方言や科名なども記すことによって、集落内住民や集落を訪れる人々の樹木への関心を一層高めることに寄与していると思われる。また、集落内には木陰が多いため、散歩や休憩などがしやすく、生活しやすい快適な環境であるといえる。

公園や休憩所は、文化財を利用したものも多く、文化財に親しみながら遊ぶことができる。また、ヒージャガーなどがあるため、夏場は涼しさも感じられる。公園・歩道にはゴミが少なく、住民一人一人が環境美化に対する意識が高く、またそれを実践していることが伺える。

今回は作業環境の調査は行っていないが、現状から、集落ビジョン①歴史文化遺産の保存と継承、②花と緑の美化推進、③豊かなくらしづくりにそった活動が行われているといえる。また、住民主体となった集落環境づくりが振興奨励賞を受賞したことなどから、集落ビジョン④心のふれあい・人づくりも実践されているといえる。

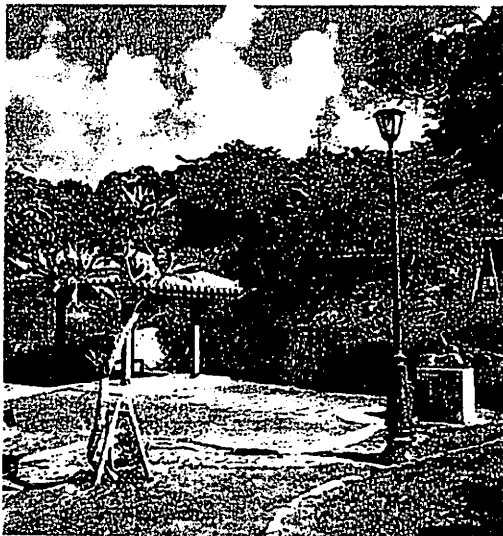


写真3 集落内入口の公園

#### 4-4 集落ビジョン確認の事例

##### 1) 普及活動内容

読谷村波平集落では、平成5年度から美しい景観と農村の特性を活かした快適な農村環境づくりが始まった（同年に波平集落で2つの活動が行われている）。初年度は、緑の多い屋敷と少ない屋敷の快適度の比較、集落内の花づくりのできる空間の点検、草花づくり講習会、モデル花壇の検討・設置を行っている。

読谷村は、平成元年度からノーベル平和賞を夢みる村民基金条例が設置され、そのなかに「みどりの環境づくり」があり、村内で花づくり活動が推進されているため、モデル花壇づくりについては、普及所、村役場、集落が連携して活動がスムーズに行われた。

平成6年度は、集落環境点検マップの作成、集落ビジョンの検討、フラワーロードづくり、生産環境点検、景観づくりリーダー育成、樹木の名札つけなどが行われ、むらづくり推進協議会も発足し、住民の快適な農村環境づくりへの気運が高まっている。また、集落ビジョンは「花とみどりで豊かな波平」が策定された。

##### 2) 調査地区の現状

###### ①集落内入り口

集落内入り口には公園があり、大きな木が植栽されていた（写真4）。集落環境マップによると、これは「東門のガジュマル」という名称で、公園内はこのガジュマルの木陰で快適な環境になっており、ここで休憩する住民の姿も見られた。

###### ②モデル花壇及び集落内フラワーロード

集落環境マップにそって集落内を歩いて調査したところ、県道12号線沿いのモデル花壇は整備されていたが、その他のモデル花壇はあまり整備されていなかった。また、環境点検マップでフラワーロードとされている歩道には花が少なかった（写真5）。

###### ③道路沿いフラワーロード

県道6号線沿いの道路周辺は平成5年度に68個のプランターを設置したフラワーロードとなっていたが、実際は、プランターは所々あるものの、管理はされていないような状況になっていた。し

かし、集落内の出入口には、整備された花壇があった。

#### ④子どもの遊び場及び公園等

子どもの遊び場になっているところは、芝生は整備されているが、木陰があまりないところもあった。遊具はあまりなく芝生の広場になっていた。井ノ原公園は、マップでは「みどりが少ない」となっていたが、公園周りは樹木が多かった（写真6）。また、水道、イスやテーブルなどの休憩所が整備され、日陰になるように屋根も設置されていた。波平公民館の敷地は中央が広場になっており、屋根も設置されているため、夏場や天候の悪いときでも利用できるようになっている。



写真4 集落内入口のガジュマル

### 3) 考察

読谷村波平集落では集落ビジョンの確認と環境点検マップは作成されているが、現状をみると、平成6年度に環境点検マップが作成されてから現在まで、活動があまり行われていないと思われる。

また、フラワーロードにあるプランターも管理されていない状態だったため、環境づくりの活動が地域に定着していないのではないと思われる。読谷村は村全体で花づくり活動が推進され、普及所、村役場、集落住民の連携がとりやすい体制となっているので、活動は継続しやすいと思われるが、現状は異なっていた。その理由として、リーダーとなる人材が十分に育っていないのではないかと考えられ、むらづくりリーダーの育成及び地域住民の自発的活動が今後の課題となるといえる。

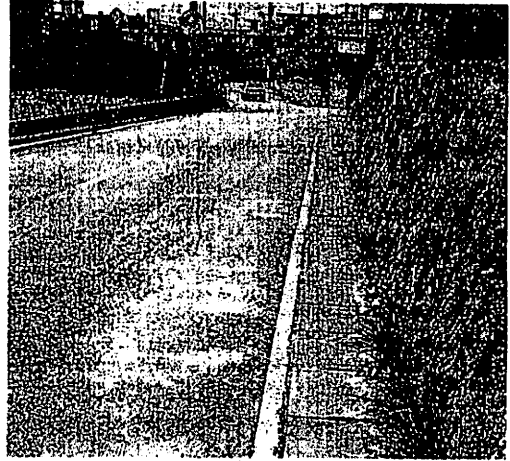


写真5 集落内のフラワーロード

また、初年度（平成5年）に行なわれた「緑の多い屋敷と少ない屋敷の快適度の比較」の調査で、屋敷内に緑がある所とない所の温度測定の結果、同じ日当たりで4.5℃、木陰の場合5.5℃の差があるということがわかっている。この調査結果から、緑は美しい景観形成のためだけでなく、快適に生活するためにも必要であるといえる。



写真6 井ノ原公園の入口

## 4-5 圃場・作業場の環境美化と改善の事例

### 1) 普及活動内容

読谷村渡具知では、平成7年に、魅力ある農村環境づくりの事業が始まった。

圃場周辺の環境点検について、モデル休憩所づ

くり、圃場周辺の花づくり、立て看板づくりを行い、意識啓発をはかった。生産団地として統一された景観づくりには至っていないため、共同清掃など年間の活動計画に位置付けし、魅力ある農村景観づくりに取り組むことが課題となっている。

## 2) 調査地区の現状

### ①モデル休憩所

普及活動によって設置されたモデル休憩所はなくなっており、引き抜かれた雑草などがそのまま放置されていた。

### ②圃場周辺

圃場周辺には緑が少なく、木陰があまりなかった。また、立て看板は倒れ溝に落ちたままの状態であった(写真7)。圃場周辺はあまり整備されておらず、景観はあまりよくなかった。圃場周辺の花づくりも実施されたはずであるが見当たらなかった。圃場にいた方にヒアリングしたところ、高齢者が多くかつ人手不足のため、休憩所や看板など維持するのが大変とのことであった。

## 3) 考察

この地域での活動は、ほとんど継続されていないような状況だったため、圃場の環境美化と改善に対する生産農家の意識を啓発することが課題であるといえる。1日の半分を過ごす圃場において、休憩所やトイレは必要不可欠であり、快適な農作

業環境をつくるためにはなくてはならないものである。高齢者や人手不足でも維持しやすいような休憩所をつくることが要求されよう。この地区の実態調査によって、農村地域で問題となっている後継者不足、高齢化問題の現状の一部をみる事ができた。

## 4-6 住生活領域における普及活動の課題

居住環境部門は主に「農村環境・農村景観づくり」等の活動を行っており、生活改善普及事業の柱の1つを担う部門であるといえる。これまでの地域ビジョンの策定や地域環境づくりが、「食料・農業・農村基本法」が制定されたことによってさらに強化され、農作業環境・地域環境の両面から、より魅力ある地域環境づくりがなされていくと予測される。また、それに伴うむらづくりリーダー育成も継続して行われると考えられる。

実態調査によって、事業終了後の状況は地域によって異なることがわかった。地域に定着し、事業終了後も住民によって活動が継続される場合と、事業終了後は活動が行われない場合があり、これは、地域にむらづくりリーダーが育っているかないかの差ではないかと考えられる。また、地域でむらづくり活動の基盤となるような団体があるかないかでもこのような差が出てくると考えられる。よって、むらづくり(地域環境づくり)活動を行う場合は、住民の意識啓発と共に、むらづくりリーダー、活動の基盤となる団体を育成していくことが活動を継続させるポイントとなるといえる。

## 5. 総括

住生活領域における普及活動は、かまどの改善から始まり、農家住宅の改善から農作業環境、地域環境へとより広域な環境改善が実施されるようになり、移り変わる時代と共にその内容も変化してきた。近年は「圃場・作業場の環境美化と改善」、「集落ビジョンの確認」、「魅力ある環境づくり」、「むらづくりリーダー育成」、「都市と農村の交流」となっている。

農村独特の景観や自然環境は人々の心をいやす役割を担っており、また、都市と農村の交流によって都市住民に農業・農村の役割に対する理解が



写真7 休憩所が整備された圃場の現状

促進されるであろう。「農山漁村滞在型余暇活動促進法」や「食料・農業・農村基本法」が制定され、都市と農村の交流が推進されている現在、普及活動においても都市と農村の交流は多く行われ、グリーンツーリズムを今後の課題とする普及員の数も多い。グリーンツーリズム資源としても、農村独特の環境形成（景観や自然環境を含む）は重要であるといえる。

今日の農村地域における住環境は都市化し、生活水準も以前と比較して高くなっている。一方、地域環境を構成する要素として住宅は一番身近なものであるが、都市化に伴い農村地域にもコンクリート住宅が増え、農村独特の景観すなわち「農村らしさ」が損なわれている地域も多い。グリーンツーリズムなどの都市と農村の交流が期待される今日こそ、沖縄の伝統的住宅や集落景観など農村らしい住宅・住環境づくりが求められよう。

農村地域では、今後も「農村環境・農村景観づくり」を柱とした様々な取り組みが実施され、より魅力ある地域環境づくりが行われていくと思われるが、その取り組みが継続的に実施されていくためにもむらづくりリーダーとそれをサポートする団体の育成が求められよう。また、それら育成・定着のためには、大人だけでなく、次世代のリーダーとなる子どもたちの地域環境づくりに対する意識の啓発も必要と考えられる。

家庭科教育は、小学校から高校まで学習を積み重ねていく中で、生活主体者として自立した生活を営んでいく力を育み、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てることが学習課題であるといえる。家庭科教育においては、自己から地域社会の生活課題へと視点を広げることが求められるが、農村地域に住まう子どもたちは、普及活動に関わりを持たせることで、地域の生活課題を認識するとともに、自己の生活課題が再認識できると思われる。また、普及活動と子どもの関わりだけでなく、活動を担っている普及員との連携により、より生活課題の認識や解決能力が高まることも考えられる。今回は住生活領域のみを対象としているが、普及活動は衣食住など家庭科で学習する多くの内容に関わるため、家庭科の様々な領域において普及活動との関わりについて検討していくことが求められよう。

#### 文献・注釈

- 1) 改良普及員は担当する事業や取得資格によって「農業関係改良普及員」「生活関係改良普及員」に分けられるが、本稿では両方をさす場合「改良普及員」としている。平成13年から「改良普及員」という一つの資格になったため、「農業関係」「生活関係」という名称も今後変化すると考えられる。また、「生活関係改良普及員」という名称は1990年以降からであり、それまでは生活改良普及員という名称であった。
- 2) 「農業改良普及事業」とは生活改善普及事業を含めた総称であるが、本研究では主に生活改善普及事業を対象として調査する。以下本論では「農業改良普及事業」という名称に統一するが、特に分けて考察する場合は「生活改善普及事業」という名称も使用する。また、生活改善普及事業は近年「生活関係普及事業」といわれているため、一部「生活関係普及事業」という名称も使用する。
- 3) 沖縄県農林水産部営農指導課「沖縄県農業改良普及事業40周年記念誌 農業改良普及事業のあゆみ」、みなみ印刷、1991、5頁
- 4) 琉球農林省が廃止された時期が資料によって異なり、昭和26年1月22日に廃止されたという記述【沖縄県農林水産行政史編集委員会「沖縄県農林水産行政史 第12巻」、(財)農林統計協会、東京、1982、13頁】と、昭和27年1月22日に廃止されたという記述【沖縄県農林水産部営農指導課「沖縄県農業改良普及事業40周年記念誌 農業改良普及事業の歩み」、みなみ印刷、沖縄、1991、5頁】、【照屋榮一「終戦39周年記念 沖縄行政機構変遷史 明治12年～昭和59年」、松本タイプ印刷所、沖縄、1984、96頁】がある。
- 5) 平成11年7月16日に制定され、それにより農業基本法は廃止された。この法律の目的は、その第1条に『この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする』とある。この法律は、農業基本法が農業の発展と農業従事者の地位の向上を目的としているのに対し、食料の安定供給の確保、多面



的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興などの内容が盛り込まれているのが特徴的である。尚、多面的機能とは、良好な景観の形成、文化の伝承、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等である。

- 6) 沖縄県農林水産部営農指導課「沖縄県農業改良普及事業40周年記念誌 農業改良普及事業の歩み」、みなみ印刷、沖縄、1991、282頁
- 7) 沖縄県農林水産部「沖縄県の農業金融」、沖縄、2001、69頁
- 8) 三村浩史「すまい学のすすめ」、彰国社、東京、1989、79頁、85頁を参考に分類した。
- 9) 彰国社「建築大辞典 第2版」、彰国社、東京、1993、879頁
- 10) 沖縄県中部農業改良普及所「普及のあゆみ」、沖縄県中部改良普及所、沖縄、1989
- 11) 沖縄県中部農業改良普及所「普及のあゆみ」、沖縄県中部改良普及所、沖縄、1990
- 12) 沖縄県中部農業改良普及所「普及のあゆみ 第3号」、沖縄県中部改良普及所、沖縄、1992
- 13) 沖縄県中部農業改良普及所「普及のあゆみ 第4号」、沖縄県中部改良普及所、沖縄、1993
- 14) 沖縄県中部農業改良普及所「普及のあゆみ 第5号」、沖縄県中部改良普及所、沖縄、1994
- 15) 沖縄県中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第6号」、沖縄県中部改良普及センター、沖縄、1995
- 16) 沖縄県中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第7号」、沖縄県中部改良普及センター、沖縄、1996
- 17) 沖縄県中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第8号」、沖縄県中部改良普及センター、沖縄、1997
- 18) 沖縄県中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第9号」、沖縄県中部改良普及センター、沖縄、1998
- 19) 沖縄県中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第10号」、沖縄県中部改良普及センター、沖縄、1999
- 20) 沖縄県中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第11号」、沖縄県中部改良普及センター、沖縄、2000
- 21) 沖縄県農林水産部中部農業改良普及センター「普及のあゆみ 第12号」、沖縄県農林水産部中部改良普及センター、沖縄、2001